

護衛艦「てるづき」製造請負契約において、建造保険料の額の算定を誤るなどしていたため、超過利益の返納に関する特約条項に基づき返納させるべき超過利益が過小

1 件 不当金額(収入) 5 4 7 万円

1 契約等の概要

装備施設本部（平成27年10月1日以降は防衛装備庁。以下「装本」という。）は、海上幕僚監部の調達要求に基づき、護衛艦「てるづき」（以下「護衛艦」という。）を建造するために、21年2月に、三菱重工業株式会社（以下「会社」という。）と艦船製造請負契約を締結しており、契約金額32,073,720,000円を支払っている。

装本は、本件契約の予定価格について、製造原価のほか、建造保険料を加えるなどして決定している。建造保険料は、会社が護衛艦の建造中の偶然の事故により負担する経済的損失を填補するために付すこととなっている船舶建造保険の保険料として計上されている。建造保険料の額は、護衛艦の契約金額と、装本等が会社に官給して護衛艦に搭載される武器類、ぎ装品等の価額（以下、これらを合わせて「官給品」といい、この価額を「官給品価額」という。）との合計額である付保対象額に所定の保険料率を乗じて算定することとなっている。

また、本件契約には、会社に超過利益が生じた場合には超過利益を返納させることとする特約条項が付されており、超過利益とは、契約金額から会社が契約の履行のために支出し又は負担した費用に適正利益を加えた金額（以下「実績価格」という。）を控除した金額であるとされている。装本は、会社から25年6月に提出された実際価格計算書を査定した上で、26年9月に価格査定調書を作成し、実績価格を30,873,790,763円で確定させて、前記の契約金額32,073,720,000円との差額1,199,929,237円を超過利益として、同年10月に会社から同額を返納させている。

2 検査の結果

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

装本は、実績価格の確定に当たり、価格査定調書において建造保険料の額を285,349,042円としていた。この額は、会社が提出した実際価格計算書を査定した上で算定した付保対象額65,372,060,251円に保険料率0.4365%を乗じたものであり、この付保対象額のうちの官給品価額は35,968,450,000円となっていた。そして、装本は、契約締結前に海上幕僚監部から徴取した調達予定の官給品に係る所要額が記載された文書を基に、その時点の概算額として算定された上記の官給品価額を採用していた。

しかし、超過利益については、会社が契約の履行のために実際に支出し又は負担した費用を基に計算すべきであるのに、装本は、誤って、前記の概算額を基に計算しており、正しくは、護衛艦の引渡時^(注)に会社から提出された生産明細書により確認できる官給品の実績額34,794,608,147円を官給品価額とすべきであった。

（注） 生産明細書 物品と国有財産の区分を明らかにするなどの目的で作成され、艦船製造の完了時における官給品の納品書等に基づく実績額等を含む明細書

したがって、上記実績額の34,794,608,147円を官給品価額として採用するなどして実績価格の確定における適正な建造保険料の額を算定すると280,185,761円となる。そして、これに基づくなどして会社から返納させるべき超過利益を計算すると1,205,399,302円となり、前記の超過利益1,199,929,237円との差額5,470,065円が過小となっていて、不当と認められる。